



陸軍砲兵准尉土屋伊三治外一名叙位
取消ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

昭和十五年二月二日

内閣總理大臣米内光政



内

閣

陸法第八五號

案起 昭和五年二月一日

裁可 昭和五年二月二日 施行 昭和 年 月 日

内閣總理大臣

内閣書記官長

内閣書記官

陸軍砲兵准尉土屋伊三治外一名敘位取消之儀今般陸軍大臣ヨリ別紙ノ通奏請有之今更不都合ニ候得共事實不得已儀ト被認ニ付取消上奏相成然ルハシ

内閣

裏面白紙

勅令

陸軍第11号

昭和十四年九月五日
叙正八位

陸軍砲兵准尉勅 七 專 土屋伊三治

右者昨十四年九月五日附少尉ニ被任、同月同日附官等相當位タル正八位宣下相成候處當時同人ハ「ノモンハン」事件ニ出動中行方不明トナリ今猶生死不明ナルコト今般判明シ別途ニ任官取消ノ奏請ニ及ヒ候ニ付任官御取消相成候上、特ニ右叙位御取消相成度
恐懼
謹テ奏ス

昭和十五年一月 日

陸軍大臣 畑 俊六



陸軍

めくれず

裏面白紙

陸軍

事由書

陸軍砲兵准尉

土屋伊三治

右ノ者「ノモンハン」事件勃發スルヤ旅團重砲兵中隊小隊長トシテ
 該方面ニ出動中昭和十四年九月五日附陸軍砲兵少尉ニ被任候處同人
 ハ八月二十六日「イリキンブルードロ」附近ノ戰闘ニ於テ行方不
 明トナリ當該部隊ハ爾來百法手段ヲ盡シ認定資料ノ蒐集ニ努メタル
 モ今猶戰死ト確認スヘキ資料ナク生死不明ナルコト判明致候ニ付テ
 ハ該任官御取消相成タル上ハ敍位モ亦御取消相成度本件奏請ニ及ヒ
 タル條ニ有之候

昭和十四年三月廿八日

叙 後 七 位

陸軍砲兵少尉正

ハ 位 荒井義勝

三月廿八日

右者昨十四年十二月一日附中尉ニ被任同月二十八日附官等相當位タル從七位宣下相成候處當時同人ハ「ノモンハン」事件ニ出動中行方不明トナリ今猶生死不明ナルコト今般判明シ別途ニ任官取消ノ奏請ニ及ヒ候ニ付任官御取消相成候上ニ特ニ右叙位御取消相成度

恐 懼

謹 テ 奏 ス

昭和十五年一月一日

陸軍大臣 畑 俊六



陸 軍

めくれず

裏面白紙

120

陸軍

事由書

陸軍砲兵少尉 荒井義勝

右ノ者「ノモンハン」附近ノ戦闘ニ参加中昭和十四年八月二十七日
「ホルステン」河右岸ノ戦闘ニ於テ行方不明トナリシ處當時部隊ハ
連日戦闘ヲ續行中ナリシ爲繁忙ヲ極メタルト亦陸軍武官進級取扱規
則第十三條ニ依ル處置ノ適切ナカラサリシ等ニ依リ遂ニ昭和十四年
十二月一日附陸軍砲兵中尉ニ被任候處今稱戦死ト認定スヘキ資料ナ
ク生死不明ナルコト判明致候ニ付テハ該進級御取消相成タル上ハ該
位モ亦御取消相成處本件奏請ニ及ヒタル儀ニ有之候

めくれず

裏面白紙

官報登載

陸位第九〇號

叙位取消ノ件進達

昭和十五年一月 日

陸軍大臣 畑

俊六

内閣總理大臣 米内光政 殿

陸軍砲兵准尉 土屋伊三治 叙位取消ノ件

右進達ス

追テ本件、昨十四年八月二十日附陸位第四九九号ヲ以テ陸軍歩兵少尉平野
富藏外一九三名ト共ニ叙位ノ件進達九月五日附叙位令濟ノモノニ付
為念(書類六頁)



めくれず

裏面白紙

官報不登載

陸位第八九號

叙位取消、件進達

昭和十五年一月 日

陸軍大臣

畑

俊六

内閣總理大臣米内光政 殿

陸軍砲少尉荒井義勝叙位取消、件

右進達ス

追々本件ハ昨十四年十二月十九日附陸位第七九八号ヲ以テ陸軍歩兵
中尉小澤鐵六外四三三名ト共ニ叙位、件進達同月二十八日附
叙位令済、モ、ニ付為念(書類九、頁)

山

122

15. 2. 1